

別紙様式 2



介護職員等特定処遇改善実績報告書（令和元年度）

事業者等情報

事業者・開設者 (法人の名称)	フリガナ	カブシキガイシャココロイキ							
	名称	株式会社KoKoRo-iki							
主たる事業所の所在地 (法人の住所)	〒	2	4	1	-	0	0	2	4
	神奈川県		神奈川県横浜市旭区本村町83-8 ペルデュールニ俣川207						
	電話番号	045-360-0161			FAX番号	045-360-0162			

事業所等の情報 (名称・事業所番号・所在地・提供サービス等)	別紙一覧表による
※単一の事業所について提出する場合であっても、「3_市内事業所一覧」シートに必要な事項を記入すること。	

①	算定した特定加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算	加算 I	○	加算 II
②	介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善 実施期間 (開始月・終了月を記載：最大6か月間)	令和2年5月	~		令和2年6月

★「③介護職員等特定処遇改善加算の総額」について、どのシートの計算結果を用いるか選択してください。
(選択結果に応じて、計算結果が当該シートから転記されます。)

横浜市内の事業所のみ合計額を記載する場合 → シート3：添付書類1（市内事業所一覧表）

神奈川県内（横浜市含む）の事業所の合計額を記載する場合 → シート4：添付書類2（県内事業所一覧表）

全国（神奈川県含む）の事業所の合計額を記載する場合 → シート5：添付書類3（全国状況一覧表）

③	令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算の総額	538,680 円
④	賃金改善の総額（i - ii の差分）	615,000 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金総額 (賃金改善後の賃金総額を記載)	120,711,097 円
	ii) 加算を算定しない場合（初めて加算を取得した月の前年度）の賃金総額 (賃金改善前の賃金総額を記載)	120,096,097 円
判定欄：エラー！を解消すること⇒		

- ※ ④については、必ず③を上回らなければならない。
- ※ ④については、法定福利費等のうち賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。
すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括提出する場合、以下の添付書類についても提出すること。
 - ・添付書類1：横浜市内に所在し、当該計画書の対象となる横浜市の指定介護サービス事業所等の一覧表
 - ・添付書類2：神奈川県内の指定権者（横浜市を含む）の一覧表
 - ・添付書類3：計画書の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

⑤	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii - iv) / v)	#DIV/0!	円/人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	0	円
	iv) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得するした月の前年度)の賃金の総額	0	円
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	0.00	人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者】	0	人
設定できない場合の説明	・ その他(比較的新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、介護職員間における経験・技能に明らかな差がない。)		
⑥	他の介護職員(②)における平均賃金改善額(vi - vii) / viii)	15,000	円/人
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	120,711,097	円
	vii) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得するした月の前年度)の賃金の総額	120,096,097	円
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	41.00	人
⑦	その他の職種(③)における平均賃金改善額(ix - x) / xi)	#DIV/0!	円/人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	0	円
	x) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得するした月の前年度)の賃金の総額	0	円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	0.00	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金】	0	円

⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行った賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)
	特別処遇改善加算手当として、②のグループ10名に対し月額で業績連動手当15,375円増額

※ ⑧について、記載内容が記入欄に収まらない場合は、各欄に「別紙による」と記載のうえ、当該内容を示した別紙を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

| 令和 2 年 7 月 22 日

(法人名) 株式会社KoKoRo-iki

(代表者職名・氏名) 代表取締役 稲葉 竜二 (印)

担当者: 稲葉 電話番号: 080-4130-6405